

第3回検討会（8月9日）における主な意見

(1) 被ばく線量に応じた健康診断等について

- ・ 細隙灯顕微鏡による眼の検査について、検査を実施する医療機関又は医師が変わっても客観的な評価ができるよう、水晶体の写真を撮影しておくことが望ましい。
- ・ 甲状腺の検査について、被ばく線量等から医師が必要と認めた場合は、採血による甲状腺ホルモン等の検査に加え、頸部超音波検査を実施することが適当である。
- ・ 骨髄障害（特に長期の経過となる骨髄異形成症候群等）の早期発見のため、赤血球数及び血色素量の検査に併せて、白血球数及び白血球百分率の検査についても、定期的の実施することが望ましい。

(2) 調査研究としての取組について

- ・ 長期的健康管理の一環として定期的に行う健康診断等のほか、調査研究としての取組が実施されることが将来的に想定される。
- ・ 例えば、眼の被ばく線量と白内障との関係については、今後国際的に見直される可能性があり、調査研究の必要性が高まっている。

調査研究を兼ねた健康管理に関する取組の例

- ・ 細隙灯顕微鏡による眼の検査に加え、他の方法による検査を行い、白内障等についてより詳細な評価を行う。
- ・ 被ばく線量に応じた健康診断等に加え、生活習慣に関する詳細な調査及びピロリ菌や肝炎ウイルスに関する検査を行い、その結果に基づき保健指導を行う。